

令和5年矢板市議会定例会

第394回定例会議

追加議案説明書

令和6年3月

矢板市

追 加 議 案 説 明 書

令和5年矢板市議会定例会第394回定例会議に提出いたしました追加議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました追加議案は、訴訟の提起について1件であります。

追加議案第1号 訴訟の提起については、矢板市片岡地内の市有地に車両が放置されており、車両所有者に対し、妨害排除（自動車撤去）請求の訴えを提起するため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第11号まで省略

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。